

平成30年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済(老齢厚生)年金等を受給されている方へ

平成30年中に連合会がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**平成31年1月中旬から下旬にかけて圧着式の「はがき」でお届けします。**

この源泉徴収票は、確定申告の際に必要となるほか、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金等、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所 又は 居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号) 1234*****				
	フリガナ 氏名	年金 太郎	生年月日	明治 年	大正 月	昭和 日	平成
			23	12	5		
区分		支払金額		源泉徴収税額			
所得税法第203条の3第1号適用分							
所得税法第203条の3第2号適用分			1,886,757			22,806	
所得税法第203条の3第3号適用分							
所得税法第203条の3第4号適用分							
社会保険料の額							
源泉控除対象配偶者							
控除対象扶養親族							
16歳未満の扶養親族							
フリガナ 氏名		ネンキン ハナコ	区分	1	フリガナ 氏名	区分	1
(摘要)			2	フリガナ 氏名	区分	2	
支払者		法人番号	2010005002559				
		所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎				
		名称	国家公務員共済組合連合会				

年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載していません。

2. 「支払金額」欄及び「源泉徴収税額」欄の区分について

法第203条の3第1号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方
法第203条の3第2号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金と、「退職共済年金」の両方を受給されている方
法第203条の3第3号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金の受給者で、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方
法第203条の3第4号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、又は提出を要しない方